

令和3年8月3日

報道関係者各位

大阪府 茨木市

指定障害福祉サービス事業者の行政処分について

茨木市は、監査を実施した結果、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、令和3年7月30日付で下記のとおり事業者の行政処分を行いました。

記

1 処分対象事業者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人 ふれあいぽっぽ
- (2) 代表者 理事長 大谷 知子
- (3) 所在地 大阪府茨木市上穂積二丁目1番10号

2 処分対象事業所

- (1) 事業所名称 グループホームふれあいぽっぽ
- (2) 所在地 茨木市松ヶ本町6番37号1009
- (3) 指定年月日 平成18年10月1日
- (4) サービスの種類 共同生活援助

3 行政処分の内容及び期間

- (1) 処分の内容 6か月間の指定の一部効力停止（新規利用者の受入れを停止）
- (2) 効力停止期間 令和3年9月1日から令和4年2月28日まで

4 行政処分の理由

- ・人格尊重義務違反（法第50条第1項第2号）
- ・運営基準違反（法第50条第1項第4号）
- ・不正請求（法第50条第1項第5号）
- ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律における措置義務違反（法第50条第1項第9号）

5 事業者に対する経済上の措置

法第8条第2項の規定により、法人が本市などから不正に受け取っていた訓練等給付費36,829,549円（加算額を除く。）を返還させる。

6 経過

- 令和3年4月30日 監査（以後7月2日まで計9回実施）
令和3年7月8日 弁明の機会の付与の通知発出
令和3年7月30日 処分通知
令和3年9月1日から令和4年2月28日まで指定の一部効力停止（新規利用者の受入れを停止）

【問合せ先】

福祉指導監査課長 石井 裕明
電話：072-620-1809